

災害時における地域応援活動に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社信越精密（以下「乙」）とは、火災等の災害時における地域応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が東御市田中区内において火災等の災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、甲が実施する消火、延焼防止、負傷者の救出救護等の応急対策活動に、自らの事業所または従業員が被害を受ける恐れがある場合を除き、当該地域応援に係わる手続き、範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 地域応援の内容は次のとおりとする。

（1）事業所の敷地外へ出動して行う応援活動（以下「事業所外応援」という。）

- ア 火災の消火、延焼防止
- イ 負傷者の救出、救護

（2）事業所の敷地内で行う応援活動（以下「事業所内応援」という。）

- ア 救出・救護器材の貸出
- イ 負傷者の一般的な救護
- ウ その他避難者への一般的な応援

（応援の実施）

第3条 事業所外応援は、甲の要請に基づきこれを行うものとし、事業所内応援は、乙の判断でこれを行うものとする。

2 地域応援は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害するものであってはならない。

（応援活動の指揮）

第4条 乙は事業所外応援を実施するときは、甲の指揮により活動するものとする。

（第三者加害）

第5条 乙が行う事業所外応援に関して第三者と甲又は乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

（資器材の準備）

第6条 乙は地域応援に必要な資器材の充実に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 事業所外応援に要した経費については、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

- （1）活動時に使用した消耗品費
- （2）機械器具類の燃料費及び破損した器具の修理費

（損害賠償）

第8条 事業所外応援により乙の従業員が、死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合の補償については、消防団員等の災害補償に関する条例（平成16年東御市条例第166号）によるものとする。

（訓練等）

第9条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

（運用）

第11条 この協定の実施に係る細目については、付属書によるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期限は平成18年4月26日から平成20年4月25日までの2年間とする。ただし、有効期限の満了する2ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き2年間、自動的に有効期間を延長し、以後同様とする。

この協定を証するため、甲と乙は本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年4月26日

甲 東御市県 281番地2

東御市長

土産哲男

長野県
東御市
長之印

乙 東御市田中 318番地8

株式会社 信越精密

代表取締役社長

内山三男

東御市
信越精密
代表取締役社長
内山三男